

令和6年2月定例会

- 1 期 日 令和6年2月14日（水）
開会 午後2時30分
閉会 午後3時30分
- 2 会 場 鎌ヶ谷市立第三中学校 会議室
- 3 出席者 皆川 征夫 教育長
久野 義春 教育長職務代理者
石川 宏貴 委員
根本 恵美子 委員
小林 修一 委員
- 4 出席職員 大塚 潤一 生涯学習部長
中野 由博 生涯学習部副参事
高木 秀人 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
三石 宏 生涯学習部副参事（事）郷土資料館長
島 しのぶ 学校教育課指導室長
小笠原 友香 生涯学習推進課長

木 間 幸 司 教育総務課長

後 野 真 弥 文化・スポーツ課主幹

宮 原 正 樹 文化・スポーツ課主幹

5 議案事項

議案第1号 令和6年度教育費予算について

議案第2号 鎌ヶ谷市教育委員会行政組織規則の改正について

議案第3号 鎌ヶ谷市指定文化財の指定について

6 報告事項

報告第1号 図書館外壁等工事に伴う本館休館及び図書館駐車場整備事業の一部計画変更について

報告第2号 市民体育館空調改修等工事に伴う休館及びアーチェリー場の再開について

報告第3号 令和6年3月の行事予定について

報告第4号 学校の近況報告について（指導）

報告第5号 学校の近況報告について（管理）

7 傍聴者

なし

教 育 長 ただいまから、鎌ヶ谷市教育委員会 2 月定例会を開会します。
本日の出席者は 5 名であります。定足数に達しておりますので、2 月定例会を開会します。
本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、「文化・スポーツ課主幹」の出席を鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 1 4 条の規定により認めることとします。
本日の定例会の会議録署名委員については、根本委員を指名します。
本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長 本日の審議案件は、「議案事項 3 件」「報告事項 5 件」です。
よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

教 育 長 議案第 1 号の審議に入ります前に、議案第 1 号「令和 6 年度教育費予算について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項であり、報告第 4 号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第 5 号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。
よって、これらの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 1 3 条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。
議案第 1 号、報告第 4 号及び報告第 5 号を「非公開」とすることに、ご異議はございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし

教 育 長 ご異議がございませんので、議案第 1 号、報告第 4 号及び報告第 5 号を「非公開」といたします。

《ここから非公開》

議案第 1 号「令和 6 年度教育費予算について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

議案第2号「鎌ヶ谷市教育委員会行政組織規則の改正について」

指導室長

鎌ヶ谷市教育委員会行政組織規則第11条において学校教育課指導室の事務分掌が規定されております。

新旧対照表のとおり、「(11)長欠対策に関すること」については、担当指導主事に関わるだけでなく、生涯学習センター施設内にある「ふれあい談話室」も長欠対策に関わっております。しかしながら、ふれあい談話室は実際に活動をしているのですが、組織図中にも事務分掌にも位置付けがありませんでした。

市の組織検討委員会に挙げ、検討していただきましたが、実際には事務分掌にも位置づけられていないため、まずは指導室の事務分掌に位置づけることとなり、このたび議案として挙げさせていただきました。

ふれあい談話室という名称で学校関係者や保護者、児童生徒が呼んでおりますが、近隣市では長欠対策を担う部署に「教育支援センター」という名称が一般的であることから、事務分掌一覧には、「(16)教育支援センター(ふれあい談話室)に関すること」と加え、鎌ヶ谷市教育委員会行政組織規則の第11条の別表2の改正をしようとするものです。

教育長

では、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

各委員

特になし

教育長

無いようですので、それではお諮りします。
議案第2号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし

教 育 長 議案第2号「鎌ヶ谷市教育委員会行政組織規則の改正について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議案第3号「鎌ヶ谷市指定文化財の指定について」

文化・スポーツ課 後野主幹 鎌ヶ谷市文化財保護条例（平成17年鎌ヶ谷市条例第32号）第4条の規定により、鎌ヶ谷市文化財審議会より指定の答申のあった「万福寺板碑」を、鎌ヶ谷市指定文化財に指定するものです。

万福寺板碑は、市内中沢地区に所在する万福寺の境内の遺跡から出土しました。昭和52年から54年にかけて行われた万福寺境内遺跡の発掘調査において、中世と近世の墓地の跡から152基の板碑が出土しました。破片を含めると200基以上に及ぶ資料群です。遺跡からは、美濃産、瀬戸産、備前産などの蔵骨器や供献容器、銭貨なども出土しており、遠隔地との経済的交流を考える上でも、きわめて貴重な資料です。

板碑とは、中世の供養塔です。主に武士や僧侶などにより造られ、信仰を表す文字、年号や、造塔目的などが刻まれています。千葉県下で、最も多く板碑を発見した場所は、870基出土した印西市に所在する龍腹寺で、本遺跡の152基はそれに次ぐ出土数です。

令和5年7月21日の文化財審議会に万福寺板碑の市指定文化財の指定について諮問し、令和6年1月26日の文化財審議会で、「本板碑は、出土状況等の記録が調査報告書として詳細にまとめられている」「板碑は埋没状況が明らかな資料が非常に少なく、極めて貴重かつ資料的価値が高いものと評価できる」「出土数も県内で2番目に多く、少なくとも270年間にわたり作られた板碑がまとまった状態で出土していることは、中世の鎌ヶ谷市域の様子を伺い知る上で貴重な資料であり、かつ、板碑の造立者や造立の過程を考える上でも歴史的価値が高いと評価できる」など、以上の理由から、「鎌ヶ谷市の中世を代表する文化財として、指定することが望ましい。」との答申をいただきました。

万福寺板碑の市指定文化財としての指定についてご審議をお願いいたします。

教 育 長 これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見ございますでしょうか。

久 野 委 員 この万福寺の板碑、昭和52年から発掘して出土されているわけですが、これでもうすべて終わりですか。

文化・スポーツ課 後野主幹 現段階では、板碑出土は一旦終了ということになります。ただ、万福寺境内遺跡のほかの所で破片を拾ったりすることもありますので、破片については、まだ少し残っている可能性もあるとみています。

久 野 委 員 昭和52年から、いままでも発掘、出土したものを保管していたわけですが、今後の一般公開などについてはどのように考えていますか。

文化・スポーツ課 後野主幹 万福寺の板碑につきましては、現在は2点を郷土資料館で展示しています。今回、指定という運びになりましたら、すべてを一度に展示するというのは難しいものですが、郷土資料館と相談しながら展示の方法などを考えていきたいと思っております。

久 野 委 員 はい。わかりました。

教 育 長 それでは、お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決することにご異議はございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし

教 育 長 議案第3号「鎌ヶ谷市指定文化財の指定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教 育 長 以上で、議案事項を終了いたします。

..... ここから報告事項

報告第1号「図書館外壁工事に伴う本館休館及び図書館駐車場整備事業の一部計画変更について」

生涯学習推進課 長

本工事につきましては令和5年度に設計し、令和6、7年度に工事を予定しておりますが、それに伴って本館を休館する必要があることからその概要を資料にそって報告いたします。

主な工事内容ですが、外壁・屋上防水改修、建具改修・屋上防水、LED照明改修、外構・駐車場整備の4件の工事を予定しております。

次に、休館期間及び工事期間等ですが、令和6年度から選定委員会、入札、教育委員会定例会及び市議会9月会議上程を経て、令和6年10月に工事着工、工期は令和8年2月までとなっております。令和6年度中の工事としましては、着工後、仮囲い設置等の工事の下準備が整いましたら、外壁工事から着手する予定となっております。

その際、既存の全タイルの除去作業に伴い振動と騒音が予想されますが、利用者にはあらかじめ周知した上で、通常どおり開館する予定としております。

その後、令和7年度に外部に面する建具全ての改修を行いますが、この工事期間中は休館せざるを得ません。したがって、令和7年4月から12月までの期間、全館休館することを予定しております。

「3（休館の）周知方法」としては、館内掲示、利用者配布物、市ホームページ等で十分な周知期間をとって周知をし、近隣住民へも個別に丁寧な説明を行います。

令和7年度の休館については、詳細な工期等を含め、「広報かまがや」にも掲載する予定です。

「4 休館中の基本的な業務形態」ですが、利用者が図書を閲覧することはできませんが、市民サービスをできる限り低下させないようにするため、予約した本の受取など、現在のところ記載のような業務形態を考

えております。事業者が決定し詳細な工事の工程を調整した段階で、これらの業務もできない期間があれば加えて周知をしてまいります。

当該土地の現況としましては国道464号に面しており、歩道の幅員が約1.25メートルとなっております。

この件に関しましては、関係部局との協議において、歩行者等の安全確保の観点から「鎌ヶ谷市道路の構造の技術的基準を定める条例」に準拠して歩道の幅員を2.5メートル確保するような対応はできないかとの要請があったことから、取得した用地のうち歩道セットバック部を設ける計画に変更するものです。

約1.25メートルのセットバックを行い、約2.5メートルの歩道を確保した結果、当初予定していた駐車台数9台から8台に変更となります。なお、その歩道用地の管理等については、現在、関係部局と調整をしております。

教 育 長 以上、報告第1号について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

久 野 委 員 質問というものではないのですが、駐車台数がこれでは少ないと思っていたのが、また1台減ってしまい、残念です。

教 育 長 ほかに、なにかございますか。よろしいですか。

各 委 員 特になし

報告第2号 市民体育館空調改修等工事に伴う休館及びアーチェリー場の再開について

文化・スポーツ課
宮原主幹

市民体育館（昭和57年4月1日開館）は令和6・7年度の2か年をかけて、空調改修工事、LED照明改修工事、トイレ改修工事、高圧受変電設備改修工事の4件の工事を予定しております。これらの4件の工事は、

それぞれ影響をきたすことのないよう、工期を調整しながら実施いたします。

工事に伴い休館となる期間は、令和6年10月1日から令和8年3月31日までを予定しております。

現段階での見込みとなりますが、それぞれの工事の予定期間は、「3工事期間等（予定）」に記載のとおりとなります。

休館についての周知方法と時期につきましては、施設の行政予約手続きのため、すでに令和6年度分（令和6年10月～令和7年度3月）については、庁内各課に事務連絡にてお知らせしております。

2月の教育委員会定例会でご報告したのち、市議会へ書面にて報告する予定としております。

利用者へは、市議会報告後、市広報、市ホームページ、施設への掲示などでお知らせする予定としております。

続いて、アーチェリー場の再開についてご報告いたします。

令和4年4月2日から閉鎖となっておりましたアーチェリー場ですが、矢落としネットの増設、的場の改修などの安全対策工事と利用者向けに安全意識を向上させるための安全講習会の実施、また、このたび、矢の場外飛び出しによりご迷惑をおかけいたしました隣接地権者の方へのご報告を経て、令和6年2月1日に再開いたしましたのでご報告いたします。

教 育 長 以上、報告第2号について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

各 委 員 特になし

報告第3号「令和6年3月の行事予定について」

教育総務課長 (資料に基づき説明を行いました)

《ここから非公開》

報告第4号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第5号「学校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

教 育 長 それでは、本日の定例会における議案事項、報告事項については、すべて終了いたしました。

「鎌ヶ谷市教育委員会2月定例会」を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和6年6月24日

教 育 長 皆川 征夫

教育委員 根本 恵美子

作 成 者 木間 幸司